

ICJ判決の真意と対応

2014年3月31日、国際司法裁判所（ICJ）は、日本が南極海で行っていた第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）をめぐり日豪間で争われていた裁判について、判決を言い渡しました。

判決直後の各紙では、日本の「敗訴」、「完敗」といった文字が多用され、そのため、「調査捕鯨が禁止になる」と誤解された方も多いかったのではないでしょうか。

しかし、判決文を冷静に読み解けば、日本の主張が認められた部分が多いことが分かります。

ICJ判決の中で 日本の主張を踏まえた事項

- 国際捕鯨取締条約（ICRW）の目的の一つが鯨類資源の持続可能な利用であること
- JARPA II の活動は、概ね科学調査と特徴付けることができる
- JAPRA II が求めるデータの中には、非致死的手法では収集が不可能なものがあること
- 致死的調査の使用は、JARPA II の目的との関係で不合理ではないこと
- 調査副産物である鯨肉の販売及びその収得金の活用を理由に調査が違法とはならないこと

判決の要点

- ▶ JARPAⅡは、調査計画及び実施状況が調査目的を達成するために合理的なものと立証されておらず、ICRW第8条1項に規定する科学目的の調査とは言えない。
- ▶ 日本は、将来、第8条1項に基づいて特別許可を発給する際は、この判決に含まれている理由付けと結論を考慮することが期待される。

主な指摘（考慮すべき事項）

- 非致死的手法の実行可能性に関する検討が不十分
- 目標サンプル数の設定に関する根拠が不十分・不合理
- 捕獲目標数と実際の捕獲数との乖離
- 終期のない時間的枠組みに対する疑念
- 科学的成果が不十分
- 他の研究機関との連携が不十分

我が国の対応

- ▶ 今回の判決は、日本にとって厳しい内容ではありましたが、調査の継続と捕鯨の再開に向けた決意を強固にするきっかけにもなりました。
- ▶ 国会ではICJの判決を受け、2014年4月16・17日に衆参両院の農林水産委員会において、それぞれ鯨類捕獲調査の継続実施を求める「調査捕鯨継続実施等に関する決議」を満場一致で採択しました。
- ▶ 2014年4月18日には、農林水産大臣が、「鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持します」との大蔵談話を発表しました。
- ▶ さらに、安倍首相は、2014年5月14日の参議院本会議の答弁で、「鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指してまいります」と表明しました。
- ▶ 日本政府は、この捕鯨政策に関する基本方針の下、判決における指摘点に配慮した新たな調査計画(NEWREP-A)を作成し、2014年11月に国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会に提出しました。
- ▶ NEWREP-Aは、2015年2月の専門家によるレビューの後、5月に開催されるIWC科学委員会での議論の結果を受けて最終化され、2015/16調査年度から実施されることとなっています。

【参考】 今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話

平成26年4月18日

国際司法裁判所「南極における捕鯨」訴訟判決を受け、我が国は、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源の保存・管理に真摯に取り組む立場から、今後の我が国の捕鯨政策の在り方を検討した結果、以下のとおりとすることとしました。

1 基本方針

判決は、国際捕鯨取締条約の目的の一つが、鯨類資源の持続可能な利用であることを確認しています。これを踏まえ、我が国は、今後とも関係府省連携の下、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持します。

2 平成27年度以降の鯨類捕獲調査について

平成27年度以降の南極海及び北西太平洋の鯨類捕獲調査については、本年秋ごろまでに、判決で示された基準を反映させた新たな調査計画を国際捕鯨委員会科学委員会へ提出すべく、関係府省連携の下、全力で検討を進めます。その際、内外の著名な科学者の参加を得るとともに、国際捕鯨委員会科学委員会のワークショップでの議論、他の関連する調査との連携等により、国際的に開かれた透明性の高いプロセスを確保します。

また、国際司法裁判所も「遺憾な妨害活動」と判示した反捕鯨団体による不法な暴力行為については、調査船団並びに調査員及び船員の安全を確保する観点から、関係府省連携の下、新たな調査計画に合わせた対応策を然るべく検討します。

3 平成26年度の鯨類捕獲調査について

- (1) 南極海においては、判決に従い、第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)を取り止めます。
- (2) 北西太平洋鯨類捕獲調査においては、第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)について、判決に照らし、調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施します。
- (3) なお、平成27年度の調査計画の策定を踏まえつつ、判決の趣旨も考慮し、北西太平洋におけるDNAの採取などの非致死的調査の実行可能性に関する検証の実施など、必要な対応策を講じます。

JWA 日本捕鯨協会

〒104-0055 東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル5階
TEL.03-5547-1940 / FAX.03-5547-1941
<http://www.whaling.jp/index.html>